

令和2年4月21日

遠野市告示第138号

改正 令和4年5月13日遠野市告示第112号

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が安全に安心して生活できる快適なまちづくりの推進に資するため、特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）の除却工事に要する経費の一部に対し補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象空家 次に掲げる要件を全て満たす特定空家等をいう。

ア 市の区域内に存するものであること。

イ この告示による補助金のほか、国又は地方公共団体の補助を受けて除却工事を行おうとするものでないこと。

ウ 公共事業による移転、建て替え等の補償の対象となっているものでないこと。

(2) 補助対象者 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

ア 補助対象空家の所有者若しくはその相続人若しくは除却について権限を有していると市長が認める者又はこれらの者から補助対象空家の除却について同意（共有者がある場合又は当該補助対象空家に所有権以外の権利の設定がある場合は、当該共有者又は当該権利の権利者の同意を含む。）を得たものであること。

イ 過去に補助対象者となったことが無いこと。

ウ 市税の滞納が無いこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 補助対象工事 次に掲げる要件を全て満たす特定空家等の除却工事をいう。

ア 補助対象者が施工者と補助対象空家の除却工事の請負契約を締結していること。

イ 市内に事業所を置く施工者による工事であること。

ウ 他の同種の補助金等の交付を受けた工事でないこと。

エ 補助対象空家の一部を対象とする工事でないこと。

オ その他市長が適当でないと認める工事でないこと。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事における

解体、撤去、運搬及び処分に係る費用並びに諸経費（動産に関するものを除く。）とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に係る補助対象工事にあつては、当該工事を施工する年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（国土交通事務次官通知）で定める不良住宅等除却費の除却工事費の額を補助対象経費の限度とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、その上限は、50万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（認定の申請等）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者（次項において「認定申請者」という。）は、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付対象特定空家等認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

(1) 補助対象者であることを証する書類

(2) 補助対象空家の位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があつたときは、速やかに実地調査をし、及び内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付対象特定空家等認定通知書（様式第 2 号）により認定申請者に通知する。

（交付の申請）

第 6 条 前条の規定による認定を受けた者であつて、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）が提出しなければならない規則第 4 条の規定による補助金の交付の申請書は、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付申請書（様式第 3 号）とし、同条の規定により添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遠野市特定空家等除却促進事業実施計画書（様式第 4 号）

(2) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号の 2）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 補助対象工事の内訳が分かる見積書の写し

(5) 補助対象空家の建物の平面図及び床面積求積図

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象工事に着手する10日前までに、前項の書類を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

（変更の申請等）

第8条 前条に規定する補助金の交付を決定する通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が申請した内容の変更をしようとする場合は、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定変更承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更に係る申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、その結果について、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定変更承認（却下）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者が申請の取下げをする場合は、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付申請取下げ申出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の取下げを受けたときは、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに遠野市特定空家等除却促進事業実績報告書（様式第10号）及び遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付請求書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 補助対象工事完了後の写真
- (3) 補助対象工事に伴い発生した廃棄物を適正に処分したことを証する書面の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助事業者の管理責任）

第11条 補助事業者は、補助事業終了後、補助対象空家を除却した土地について、周辺住民の生活環境に悪影響が生じないように、自らの責任において当該土地の適切な維持管理に努めるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年5月13日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付対象特定空家等認定申請書

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の補助対象空家の認定を受けたいので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

認定申請者	氏名		<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所		
	電話		
建物の所有者			
所有者との続柄		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他()	
建物の所在地		遠野市	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他()	
建物の規模		延べ床面積 m ² 階数 階	
添付資料		<input type="checkbox"/> 補助対象者であることを証する書類 （権利証、登記事項証明書、遺産分割協議書等） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況写真 ※下記資料をお持ちであれば、添付してください。 <input type="checkbox"/> 平面図	

注 遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の補助を受けて当該建物等を除却しようとする場合は、別途補助金交付申請手続が必要となります。事業（除却工事）の着手は、補助金交付決定後に行ってください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付対象特定空家等認定通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の補助対象空家の認定について、下記のとおり補助金の交付の対象と認定したので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

- 1 建物の所有者
- 2 建物の所在地
- 3 建物の構造
- 4 建物の規模 延べ床面積 m² 階数 階
- 5 建物に附属する工作物
- 6 条件等

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付申請書

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

建物の所在地	
建物の所有者	
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他（ ）
建物に附属する工作物	
補助対象経費	円
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円

添付書類

- (1) 遠野市特定空家等除却促進事業実施計画書（様式第4号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事の内訳が分かる見積書の写し
- (4) 補助対象空家の建物の平面図及び床面積求積図
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第6条関係）

遠野市特定空家等除却促進事業実施計画書

1 特定空家等の除却工事概要

建物の所在地		遠野市
建物の所有者		
施工者	住所	
	会社名	担当者名（ ）
	電話番号	
	許可（登録）番号	
除却工事着手予定日		年 月 日
除却工事完了予定日		年 月 日

2 特定空家等及び附属する工作物の概要

延べ床面積		m ²
階数		階
構造		造
附属する工作物		

3 交付申請額の算出

建 物	除却工事費 (a)		円
	国土交通大臣が定める標準除却費のうち の除却工事費 (限度額) (b)	木造	m ² × 円/m ² = 円
		非木造	m ² × 円/m ² = 円
		合計	円
	補助対象経費 (c)	(a) と (b) の少ない方の額	
補助金額 (d)	(c) × 1/2		円
附属工 作物等	補助対象経費 (e)	除却工事費	円
	補助金額 (f)	(e) × 1/2	円
補助金額の計 (g)		(d) + (f)	円
交付申請額 (1,000円未満切捨て)		(g) と 500,000円の少ない方の額	円

注 変更申請の場合は、変更前の記載内容を上段に（ ）書きすること。

様式第4号の2（第6条関係）

誓約書兼承諾書

1 誓約事項

(1) 次に掲げる補助対象者要件を全て満たしています。

ア 補助対象空家の所有者、その相続人若しくは除却について権限を有していると市長が認める者、又はこれらの者から補助対象空家の除却について同意（共有者がある場合又は当該補助対象空家に所有権以外の権利の設定がある場合は、当該共有者又は当該権利の権利者の同意を含む。）を得たものであること。

イ 過去に補助対象者となったことが無いこと。

ウ 市税の滞納が無いこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 補助事業終了後、補助対象空家を除却した土地について、周辺住民の生活環境に悪影響が生じないように、自らの責任において当該土地の適切な維持管理に努めます。

2 承諾事項

(1) 補助金交付申請内容の審査のため、補助対象空家の固定資産税情報及び市税の納付状況を確認することについて承諾します。

(2) 補助対象空家の除却後は、住宅用地に係る固定資産税の特例がなくなり、翌年度又は翌々年度以降の土地の固定資産税が増額になる場合があることについて承諾します。（申請者が補助対象空家の敷地所有者又は敷地所有者の相続人である場合に限る。）

私は、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の交付申請にあたり、上記事項について誓約及び承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

氏 名

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の交付について、下記のとおり補助金の交付を決定（却下）したので、遠野市補助金交付規則第7条及び遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 建物の所在地
- 2 交付金額 円
- 3 交付の条件（却下の場合は、その理由）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金について、交付決定内容の変更の承認を受けたいので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 対 象 経 費	(当 初の金額) (変更後 〃)	円 円
補 助 金 交 付 申 請 額 (1,000円未満切捨て)	(当 初の金額) (変更後 〃)	円 円
変 更 理 由		

添付書類

- (1) 遠野市特定空家等除却促進事業実施計画書（様式第4号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定変更承認（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定変更承認申請について、下記のとおり変更することを承認（却下）したので、遠野市補助金交付規則第12条第2項及び遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 建物の所在地
- 2 交付金額 円
- 3 交付の条件（却下の場合は、その理由）

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金の申請について、次の理由により取り下げたいので、遠野市補助金交付規則第8条第1項及び遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申し出ます。

取下げ理由

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

遠野市長



遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付けで提出のあった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付申請取下げ申出書を受け、補助金の交付の決定を取り消しましたので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

遠野市特定空家等除却促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があった遠野市特定空家等除却促進事業の補助対象工事が完了したので、遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

建 物 の 所 在 地	
建 物 の 所 有 者	
所 有 者 と の 続 柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 交 付 申 請 額	円
工 事 完 了 日	

添付書類

- (1) 補助対象工事の領収書の写し
- (2) 補助対象工事の完了後の写真
- (3) 補助対象工事に伴い発生した廃棄物を適正に処分したことを証する書面の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第11号 (第10条関係)

年 月 日

遠野市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

遠野市特定空家等除却促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった遠野市特定空家等除却促進事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・労働金庫
店 舗	本店 ・ () 支店
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ
	申請者氏名